

瀬戸市告示第9号



瀬戸市議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月4日

瀬戸市長 川本雅之

- 1 日 時 令和7年2月13日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 2 号 議 案	瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について……………	1
第 3 号 議 案	瀬戸市西部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について……………	2
第 4 号 議 案	市有財産（土地及び建物）の無償貸付について……………	3
第 5 号 議 案	瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部改正について……………	5
第 6 号 議 案	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について……………	7
第 7 号 議 案	瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正について……………	9
第 8 号 議 案	瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について……………	1 4
第 9 号 議 案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について……………	1 6
第 1 0 号 議 案	瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について……………	1 8
第 1 1 号 議 案	瀬戸市旅費条例の一部改正について……………	3 6
第 1 2 号 議 案	瀬戸市消防団員退職報償金条例の一部改正について……………	3 8
第 1 3 号 議 案	瀬戸尾張旭消防通信指令事務協議会の廃止について……………	4 1

第 1 4 号議案	瀬戸市と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約の締結について……	4 2
第 1 5 号議案	瀬戸市自然児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について……	4 5
第 1 6 号議案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……	4 8
第 1 7 号議案	市有財産（土地及び建物）の貸付について……	5 0
第 1 8 号議案	瀬戸市立学校設置条例の一部改正について……	5 2
第 1 9 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について……	5 4
第 2 0 号議案	瀬戸市建築基準法施行条例の一部改正について……	1 5 9
第 2 1 号議案	瀬戸市広場公園条例の制定について……	1 6 1
第 2 2 号議案	自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について……	1 7 1
第 2 3 号議案	令和 6 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 1 0 号）……	別冊
第 2 4 号議案	令和 6 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）……	別冊
第 2 5 号議案	令和 6 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第 3 号）……	別冊
第 2 6 号議案	令和 6 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）……	別冊
第 2 7 号議案	令和 6 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）……	別冊
第 2 8 号議案	令和 6 年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第	

	4号) ……………	別冊
第29号議案	令和6年度瀬戸市下水道事業会計補正予算(第3号) ……………	別冊
第30号議案	令和7年度瀬戸市一般会計予算 ……………	別冊
第31号議案	令和7年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 予算 ……………	別冊
第32号議案	令和7年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計予算 ……	別冊
第33号議案	令和7年度瀬戸市介護保険事業特別会計予算 ……	別冊
第34号議案	令和7年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計予 算 ……………	別冊
第35号議案	令和7年度瀬戸市水道事業会計予算 ……………	別冊
第36号議案	令和7年度瀬戸市下水道事業会計予算 ……………	別冊
報告第1号	専決処分の報告について ……………	別紙
報告第2号	専決処分の報告について ……………	別紙

7年市長提出第2号議案

瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について
瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例
瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年瀬戸市条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市新型コロナウイルス感染症対策基金を廃止するため必要があるからである。

7年市長提出第3号議案

瀬戸市西部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について

瀬戸市西部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市西部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

瀬戸市西部コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市西部コミュニティセンターを廃止するため必要があるからである。

7年市長提出第4号議案

市有財産（土地及び建物）の無償貸付について

次のとおり市有財産（土地及び建物）を無償で貸し付けるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 無償貸付をする財産

(1) 土地

所在地 瀬戸市市場町50番

合計面積 2,209.51平方メートル

(2) 建物

所在地 瀬戸市市場町50番地

構造 鉄筋コンクリート造平屋建て（一部2階建て）

延べ床面積 561.01平方メートル

2 貸付の目的 長根連区地域力向上委員会が地域活動の拠点として
使用するため

3 貸付の相手方 瀬戸市市場町50番地
長根連区地域力向上委員会
委員長 渡邊秀次

4 貸付期間

(1) 土地 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(2) 建物 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

（理由）

この案を提出するのは、旧今村保育園を長根連区地域力向上委員会が地域活動の拠点として使用することに伴い、その土地及び建物を無償で貸し

付けるに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7年市長提出第5号議案

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部改正について

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例（昭和34年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
瀬戸市役所支所設置条例			瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例		
(支所の設置)			(支所及び市民サービスセンターの設置)		
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所を設ける。			第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所及び出張所として市民サービスセンターを設ける。		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 支所及び市民サービスセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
瀬戸市役所 品野支所	<省略>	<省略>	瀬戸市役所 品野支所	<省略>	<省略>

		<u>瀬戸市役所</u> <u>パルティセ</u> <u>と市民サー</u> <u>ビスセンタ</u> <u>二</u>	<u>瀬戸市栄町 4</u> <u>5 番地</u>	<u>瀬戸市の全域</u>
		<u>瀬戸市役所</u> <u>菱野団地市</u> <u>民サービス</u> <u>センター</u>	<u>瀬戸市菱野台</u> <u>1 丁目 2 番 2</u> <u>0 1 号</u>	<u>瀬戸市の全域</u>
(委任) 第3条 この条例に定めるもののほか、支所に関し必要な事項は、市長が定める。		(委任) 第3条 この条例に定めるもののほか、支所及び <u>市民サービスセンター</u> に関し必要な事項は、市長が定める。		

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市役所市民サービスセンターを廃止するに当たり、瀬戸市役所支所及び市民サービスセンター設置条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第6号議案

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の特例)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p><u>4</u> 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額、<u>予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。）第4条から第6条まで、第7条、<u>第10条から第12条まで、第13条、第16条から</u></p>	<p>(給与の特例)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p><u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められた職員には、市長が定めるところにより、その給料月額に相当する額を、特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>5</u> 第2項の規定による号給の決定、<u>第3項の規定による給料月額及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、</u>予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。）第4条から第6条まで、第7条、<u>第9条から第12条まで、第13条及び第21条の規</u></p>

<p>第18条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項、<u>第20条第2項及び第21条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>	<p>定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項<u>及び第20条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、令和6年8月8日付けの人事院勧告の内容を考慮し、特定任期付職員の給与の支給について、特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給する等に当たり、一般職の任期付職員の採用等に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第7号議案

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正について

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年瀬戸市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 <省略> 2 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。 3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 <省略> 2 任命権者は、 <u>3歳に満たない子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。 3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職

員について準用する。この場合において、第1項中「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び瀬戸市職員の育児休業に関する条例（平成4年瀬戸市条例第4号）第2条の2に規定する者を含む。以下次項において同じ。）を養育する職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは、「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

4 <省略>

(介護休暇)

員について準用する。この場合において、第1項中「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び瀬戸市職員の育児休業に関する条例（平成4年瀬戸市条例第4号）第2条の2に規定する者を含む。以下次項において同じ。）を養育する職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、前項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは、「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

4 <省略>

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）
、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 <省略>

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）
、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 <省略>

の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(瀬戸市職員の育児休業に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市職員の育児休業に関する条例（平成4年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(部分休業の承認) 第16条 <省略> 2 <省略> 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号） <u>第61条の2第20項</u> の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	(部分休業の承認) 第16条 <省略> 2 <省略> 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号） <u>第61条第32項</u> において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市長の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

(理 由)

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瀬戸市職員の育児休業に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第8号議案

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年瀬戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議員の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 <u>551,000円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>483,000円</u></p> <p>(3) 常任委員会（予算決算委員会を除く。以下同じ。）及び議会運営委員会の委員長 <u>463,000円</u></p> <p>(4) 常任委員会及び議会運営委員会の副委員長 <u>458,000円</u></p> <p>(5) 議員（議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに常任委員会及び議会運営委員会の副委員長を除く。） <u>453,000円</u></p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議員の議員報酬月額は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 <u>550,000円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>482,000円</u></p> <p>(3) 常任委員会（予算決算委員会を除く。以下同じ。）及び議会運営委員会の委員長 <u>462,000円</u></p> <p>(4) 常任委員会及び議会運営委員会の副委員長 <u>457,000円</u></p> <p>(5) 議員（議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに常任委員会及び議会運営委員会の副委員長を除く。） <u>452,000円</u></p>

<p>(期末手当)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 <省略></p>
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市特別職報酬等審議会において、令和6年8月8日付けの人事院勧告等に基づき審議された答申を尊重し、瀬戸市議会の議員の報酬月額を改定する等に当たり、瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第9号議案

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">職名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額		円	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡したものにあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額を基礎として一般職の職員の例により算出した額とする。ただし、瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項に規定する期末手当基礎額は、同項により算出された額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">職名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額		円
職名	給料月額								
	円								
職名	給料月額								
	円								

市長	<u>993,000</u>	市長	<u>991,000</u>
副市長	<u>816,000</u>	副市長	<u>814,000</u>
教育長	<u>726,000</u>	教育長	<u>724,000</u>
<省略>		<省略>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市特別職報酬等審議会において、令和6年8月8日付けの人事院勧告等に基づき審議された答申を尊重し、特別職の職員の給料月額を改定する等に当たり、特別職の職員の給与に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第10号議案

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として市長が定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>5 <u>次の各号に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り</u></p>	<p>(初任給、昇給、昇格等の基準)</p> <p>第6条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給</u> <u>(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号給)</u>とすることを標準として市長が定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 <u>55歳（市長が定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が定めるもの）を超える職員</u>の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の</p>

行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳（市長が定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員（以下「給料表8級職員」という。）

6から8まで <省略>

（扶養手当）

第11条 <省略>

2 <省略>

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者については3,000円（ただし、給料表8級職員等にあっては支給しない。）、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（給料表8級職員にあっては3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万1,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（地域手当）

第12条の2 <省略>

規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が定める基準に従い決定するものとする。

6から8まで <省略>

（扶養手当）

第11条 <省略>

2 <省略>

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員（以下「給料表8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（地域手当）

第12条の2 <省略>

<p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の<u>100分の7</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅(市が設置する公舎その他市長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第14条の2 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったこと</u>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務公所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>	<p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の<u>100分の6</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他市長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの</p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第14条の2 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務公所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して市長が定める職員に限る。)</u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると</p>
--	---

4 <省略>

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 <省略>

2 前項に規定する場合のほか、第9条第1項の規定により管理職手当を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) <省略>

4 <省略>

(期末手当)

第20条 <省略>

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

認められるものとして市長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 <省略>

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 <省略>

2 前項に規定する場合のほか、第9条第1項の規定により管理職手当を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) <省略>

4 <省略>

(期末手当)

第20条 <省略>

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次

<p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4から6まで <省略></p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4から6まで <省略></p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p>
---	--

3から5まで <省略>

3から5まで <省略>

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		

30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		

67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					

104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円 192,000	基準給料 月額 円 219,500	基準給料 月額 円 260,000	基準給料 月額 円 279,700	基準給料 月額 円 294,900	基準給料 月額 円 320,600	基準給料 月額 円 362,700	基準給料 月額 円 396,200

第2条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第11条 <省略> 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けて	(扶養手当) 第11条 <省略> 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けて

いるものをいう。

- (1) <省略>
- (2) <省略>
- (3) <省略>
- (4) <省略>
- (5) <省略>

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（給料表8級職員等にあつては3,500円）とする。

4 <省略>

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第12条 削除

いるものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) <省略>
- (3) <省略>
- (4) <省略>
- (5) <省略>
- (6) <省略>

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者については3,000円（ただし、給料表8級職員等にあつては支給しない。）、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（給料表8級職員にあつては3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万1,500円とする。

4 <省略>

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員と

なった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある給料表8級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で給料表

<p>(地域手当)</p> <p>第12条の2 <省略></p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条の3 第6条、第10条、<u>第11条</u>、第13条及び第14条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第26条 給料、管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p><u>8級職員等以外のものが給料表8級職員等となった場合</u></p> <p>(5) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第12条の2 <省略></p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の<u>100分の7</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条の3 第6条、第10条<u>から第12条まで</u>、第13条及び第14条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第26条 給料、管理職手当、<u>扶養手当</u>、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。)第4条から第6条まで、第7条、第9条から第11条まで、第13条及び第21条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 <省略></p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号。以下「給与条例」という。)第4条から第6条まで、第7条、第9条から第12条まで、第13条及び第21条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 <省略></p>

(理由)

この案を提出するのは、令和6年8月8日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市職員の給与を改定するに当たり、瀬戸市職員の給与に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

第1条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表 (別表第1のみ)

新

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	級号給	給料月額							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年	円	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
前年	円	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
再任	円	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
任用	円	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
短時間勤務	円	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
職務	円	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
職員以外	円	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
の職員	円	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	円	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	円	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	円	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	円	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	円	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	円	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	円	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	円	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	円	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	円	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	円	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	円	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	円	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	円	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	円	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	

旧

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	級号給	給料月額							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年	円	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
前年	円	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
再任	円	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
任用	円	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
短時間勤務	円	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
職務	円	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
職員以外	円	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
の職員	円	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	円	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	円	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	円	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	円	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	円	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	円	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	円	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	円	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	円	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	円	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	円	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	円	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	円	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	円	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	円	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300

24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	

24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		

54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			

54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		

84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			

84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				

114	305,300	基準給料 月額	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	基準給料 月額	396,200
115	305,600	基準給料 月額							基準給料 月額	
116	306,000	基準給料 月額							基準給料 月額	
117	306,200	基準給料 月額							基準給料 月額	
118	306,400	基準給料 月額							基準給料 月額	
119	306,700	基準給料 月額							基準給料 月額	
120	307,000	基準給料 月額							基準給料 月額	
121	307,400	基準給料 月額							基準給料 月額	
122	307,600	基準給料 月額							基準給料 月額	
123	307,900	基準給料 月額							基準給料 月額	
124	308,200	基準給料 月額							基準給料 月額	
125	308,500	基準給料 月額							基準給料 月額	
		基準給料 月額	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	基準給料 月額
定年前再任用短時間勤務職員										

114	305,300	基準給料 月額	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	基準給料 月額	396,200
115	305,600	基準給料 月額							基準給料 月額	
116	306,000	基準給料 月額							基準給料 月額	
117	306,200	基準給料 月額							基準給料 月額	
118	306,400	基準給料 月額							基準給料 月額	
119	306,700	基準給料 月額							基準給料 月額	
120	307,000	基準給料 月額							基準給料 月額	
121	307,400	基準給料 月額							基準給料 月額	
122	307,600	基準給料 月額							基準給料 月額	
123	307,900	基準給料 月額							基準給料 月額	
124	308,200	基準給料 月額							基準給料 月額	
125	308,500	基準給料 月額							基準給料 月額	
		基準給料 月額	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	基準給料 月額
定年前再任用短時間勤務職員										

7年市長提出第11号議案

瀬戸市旅費条例の一部改正について

瀬戸市旅費条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市旅費条例の一部を改正する条例

瀬戸市旅費条例（昭和26年瀬戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(外国旅行の旅費) 第20条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行について支給する旅費の額は、市長、副市長、教育長及び固定資産評価員にあっては国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例により <u>指定職</u> の職にある者に支給される旅費相当額と、消防長、部長、会計管理者、課長、課長補佐及びこれらに相当する職にある者にあつては <u>同法</u> の規定により6級の職にある者に支給される旅費相当額と、その他の職員にあつては <u>同法</u> の規定により4級の職にある者に支給される旅費相当額とする。	(外国旅行の旅費) 第20条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行について支給する旅費の額は、市長、副市長、教育長及び固定資産評価員にあっては国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。 <u>以下「旅費法」という。</u> ） <u>第3章</u> の規定により <u>10級</u> の職にある者に支給される旅費相当額と、消防長、部長、会計管理者、課長、課長補佐及びこれらに相当する職にある者にあつては <u>旅費法第3章</u> の規定により6級の職にある者に支給される旅費相当額と、その他の職員にあつては <u>旅費法第3章</u> の規定により4級の職にある者に支給される旅費相当額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瀬戸市旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正に伴い、瀬戸市旅費条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第12号議案

瀬戸市消防団員退職報償金条例の一部改正について

瀬戸市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団員退職報償金条例（昭和39年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 退職報償金支給額表（第3条関係）

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瀬戸市消防団員退職報償金条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した団員について適用し、同日前に退職し

た団員については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の一部改正に伴い、瀬戸市消防団員退職報償金条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

瀬戸市消防団員退職報償金条例の一部改正新旧対照表（別表のみ）

新

別表 退職報償金支給額表（第3条関係）

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

旧

別表 退職報償金支給額表（第3条関係）

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	

7年市長提出第13号議案

瀬戸尾張旭消防通信指令事務協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、令和7年3月31日をもって瀬戸尾張旭消防通信指令事務協議会を廃止することについて協議するので、同法第252条の2の2第3項の規定により、議決を求める。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

（理由）

この案を提出するのは、消防通信指令に関する事務を名古屋市へ委託することに伴い、瀬戸尾張旭消防通信指令事務協議会を廃止するため必要があるからである。

7年市長提出第14号議案

瀬戸市と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、令和7年4月1日から瀬戸市及び名古屋市により消防通信指令に関する事務を処理するため、次のとおり規約を定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、瀬戸市（以下「甲」という。）は、次に掲げる消防通信指令に関する事務（消防通信指令施設（当該事務を一元的に行うために設けられた施設をいう。）において行うものに限る。）（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を名古屋市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 災害に係る通報等の受理に関する事務
- (2) 出動命令に関する事務
- (3) 消防通信の統制に関する事務
- (4) 情報の収集及び伝達に関する事務
- (5) 前各号に掲げる事務に付随する事務

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規

程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

2 前項ただし書の費用の額及び支払の時期は、甲及び乙が協議して定める。

（経理）

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る支出については、その経理を明確にしなければならない。

（会議）

第5条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に会議を開くことができる。

（条例等の制定又は改廃の場合の措置）

第6条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定又は改廃しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、その旨を甲に通知しなければならない。

（その他必要な事項）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、消防通信指令に関する事務を名古屋市へ委託するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項で準用する第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7年市長提出第15号議案

瀬戸市自然児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

瀬戸市自然児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市自然児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市自然児童遊園の設置及び管理に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(使用時間等)		(開園時間等)	
<p>第3条の2 自然児童遊園の<u>使用時間</u>は、<u>4月1日から10月31日までは午前9時から午後5時まで、11月1日から翌年の3月31日までは午前9時から午後4時までとする。ただし、キャンプ施設の使用時間は、次の表のとおりとする。</u></p>		<p>第3条の2 自然児童遊園の<u>開園時間</u>は、<u>次のとおりとする。</u></p>	
区分	使用時間		
宿泊を伴わない使用	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで	
	11月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から午後4時まで	
宿泊を伴う使用	4月1日から10月31日まで	使用開始日の午前9時から	

用		使用終了日の 午後5時まで	
	11月1日から翌 年の3月31日ま で	使用開始日の 午前9時から 使用終了日の 午後4時まで	
			(1) <u>4月1日から10月31日まで</u> <u>午前9時</u> <u>から午後5時まで</u>
			(2) <u>11月1日から翌年の3月31日まで</u> <u>午</u> <u>前9時から午後4時まで</u>
			2 <u>自然児童遊園のキャンプ施設（以下「キャン</u> <u>プ施設」という。）の使用期間は、7月1日か</u> <u>ら9月30日までとし、市長が許可した時間内</u> <u>においてこれを使用することができるものとす</u> <u>る。</u>
2	前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要 があると認めるときは、これを変更することが できる。 (職員)	3	前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必 要があると認めるときは、これを変更すること ができる。 (職員)
第4条	自然児童遊園に、児童厚生員その他必要 な職員を置く。 (使用者の範囲等)	第4条	自然児童遊園に、 <u>園長</u> 、児童厚生員その 他必要な職員を置く。 (入園者の範囲等)
第5条	自然児童遊園を使用できる者の範囲は、 次の各号に掲げる者とする。 (1) <省略> (2) 前号に掲げる者のほか、市長が使用を適 当と認めた者	第5条	自然児童遊園に入園できる者の範囲は、 次の各号に掲げる者とする。 (1) <省略> (2) 前号に掲げるもののほか、市長が入園を適 当と認めた者
2及び3	<省略>	2及び3	<省略>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、自然児童遊園のキャンプ施設を、年間を通じて使用できるようにする等に当たり、瀬戸市自然児童遊園の設置及び管理に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第16号議案

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設</p>

<p>、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)から(5)まで <省略></p> <p>2 <省略></p>	<p>、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)から(5)まで <省略></p> <p>2 <省略></p>
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第17号議案

市有財産（土地及び建物）の貸付について

次のとおり市有財産（土地及び建物）を無償で、又は減額して貸し付けるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 無償貸付をする財産

土地

所在地 瀬戸市南山町1丁目152番2 外5筆

合計面積 1,984.98平方メートル

2 減額貸付をする財産

建物

名称 アートチャイルドケア瀬戸南山保育園

所在地 瀬戸市南山町1丁目152番地の2

構造 鉄筋コンクリート造2階建て

延べ床面積 999.6平方メートル

内訳

本館 977.05平方メートル

屋外倉庫 19.21平方メートル

ごみ置場 3.34平方メートル

貸付料 月額180,000円

3 貸付の目的 民間事業者が引き続き保育所事業を実施するため

4 貸付の相手方 東京都品川区東品川一丁目3番10号

アートチャイルドケア株式会社

代表取締役 村田省三

5 貸付期間

- (1) 土地 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (2) 建物 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、アートチャイルドケア瀬戸南山保育園の保育所事業を引き続き民間事業者が実施することに伴い、その土地を無償で、及びその建物の貸付料を減額して貸し付けるに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

7年市長提出第18号議案

瀬戸市立学校設置条例の一部改正について

瀬戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市立学校設置条例（昭和39年瀬戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
小学校	<省略>	<省略>	小学校	<省略>	<省略>
	瀬戸市立掛川小学校	瀬戸市下半田川町592番地の41	小学校	瀬戸市立掛川小学校	瀬戸市下半田川町592番地の41
	瀬戸市立東山小学校	瀬戸市東山町71番地	小学校	瀬戸市立原山小学校	瀬戸市原山台3丁目98番地
	瀬戸市立西陵小学校	瀬戸市すみれ台1丁目77番地	小学校	瀬戸市立東山小学校	瀬戸市東山町71番地
	瀬戸市立にじの丘小学校	瀬戸市中山町1番地の57	小学校	瀬戸市立萩山小学校	瀬戸市萩山台2丁目22番地
			小学校	瀬戸市立西陵小学校	瀬戸市すみれ台1丁目77番地
			小学校	瀬戸市立八幡小学校	瀬戸市八幡台3丁目1番地
			小学校	瀬戸市立にじの丘小学校	瀬戸市中山町1番地の57

瀬戸市立みつば 小学校	瀬戸市八幡台3 丁目1番地		
<省略>		<省略>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市立学校の設置及び廃止に当たり、瀬戸市立学校設置条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第19号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>		<省略>	
建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る建築確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する通知に係る手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のときは1件につき10,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき28,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき59,000円、200平方メートルを超え300平方メートル以内のときは1件につき101,000円、300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき141,000円、1,000平方メートルを超	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る建築確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する通知に係る手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のときは1件につき6,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき19,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき41,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは1件につき68,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき107,000円、1,000平方メートルを超え2

	え2,000平方メートル以内のときは1件につき <u>207,000</u> 円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき <u>313,000</u> 円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは1件につき <u>466,000</u> 円、50,000平方メートルを超えるものは1件につき <u>836,000</u> 円。ただし、当該確認を受けた建築物の計画の変更に係るものについては、変更に係る部分の床面積の2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じた額		,000平方メートル以内のときは1件につき <u>155,000</u> 円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき <u>231,000</u> 円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは1件につき <u>341,000</u> 円、50,000平方メートルを超えるものは1件につき <u>610,000</u> 円。ただし、当該確認を受けた建築物の計画の変更に係るものについては、変更に係る部分の床面積の2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じた額
建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料（同法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請のあったものに限る。）又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料（同法第18条第28	床面積の合計が30平方メートル以内のときは1件につき <u>22,000</u> 円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき <u>27,000</u> 円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき <u>40,000</u> 円、200平方メートルを超え300平方メートル以内のときは1件につき <u>53,000</u> 円、300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき <u>66,000</u> 円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき <u>93,000</u> 円	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料（同法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請のあったものに限る。）又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料（同法第18条第28	床面積の合計が30平方メートル以内のときは1件につき <u>16,000</u> 円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき <u>21,000</u> 円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき <u>35,000</u> 円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは1件につき <u>50,000</u> 円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき <u>66,000</u> 円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき <u>93,000</u> 円

<p>項の規定に基づく特定工程終了通知のあったものに限る。)</p>	<p>、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき161,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは1件につき234,000円、50,000平方メートルを超えるものは1件につき439,000円</p>	<p>項の規定に基づく特定工程終了通知のあったものに限る。)</p>	<p>、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき161,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは1件につき234,000円、50,000平方メートルを超えるものは1件につき439,000円</p>
<p>建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料</p>	<p>床面積の合計が30平方メートル以内のときは1件につき23,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき28,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき41,000円、200平方メートルを超え300平方メートル以内のときは1件につき55,000円、300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき67,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき95,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき171,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは1件につき244,000円、50,000平方メートルを超えるものは1件につき449,000円</p>	<p>建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料</p>	<p>床面積の合計が30平方メートル以内のときは1件につき17,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき22,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき36,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは1件につき51,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき67,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき95,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき171,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは1件につき244,000円、50,000平方メートルを超えるものは1件につき449,000円</p>

<p>建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査に係る中間検査申請手数料又は同法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了通知に係る手数料</p>	<p>床面積の合計が30平方メートル以内のときは1件につき<u>20,000円</u>、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき<u>25,000円</u>、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき<u>36,000円</u>、200平方メートルを超え300平方メートル以内のときは1件につき<u>48,000円</u>、300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき<u>62,000円</u>、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき<u>84,000円</u>、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき<u>143,000円</u>、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは1件につき<u>204,000円</u>、50,000平方メートルを超えるものは1件につき<u>391,000円</u></p>	<p>建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査に係る中間検査申請手数料又は同法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了通知に係る手数料</p>	<p>床面積の合計が30平方メートル以内のときは1件につき<u>16,000円</u>、30平方メートルを超え100平方メートル以内のときは1件につき<u>21,000円</u>、100平方メートルを超え200平方メートル以内のときは1件につき<u>33,000円</u>、200平方メートルを超え500平方メートル以内のときは1件につき<u>47,000円</u>、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき<u>62,000円</u>、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき<u>84,000円</u>、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき<u>143,000円</u>、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のときは1件につき<u>204,000円</u>、50,000平方メートルを超えるものは1件につき<u>391,000円</u></p>
	<p><省略></p>		<p><省略></p>
<p>建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請手数料</p>	<p><省略></p>	<p>建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請手数料</p>	<p><省略></p>
<p>建築基準法第87</p>	<p>(1) 小荷物専用昇降機 1件に</p>		

<p>条の4第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請に対する審査に係る工作物確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する通知に係る手数料</p>	<p>つき9,000円。ただし、当該確認を受けた工作物の変更に係るものについては、6,000円</p> <p>(2) その他の建築設備 1件につき23,000円。ただし、当該確認を受けた工作物の変更に係るものについては10,000円</p>		
<p>建築基準法第87条の4第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第20項の規定に基づく工作物の完了通知に係る手数料</p>	<p>(1) 小荷物専用昇降機 1件につき23,000円</p> <p>(2) その他の建築設備 1件につき41,000円</p>		
<p><省略></p>	<p><省略></p>		
<p>建築基準法第88条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第20項の規定に基づく工作物の完了通知に係る手数料</p>	<p><省略></p>	<p>建築基準法第88条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第20項の規定に基づく工作物の完了通知に係る手数料</p>	<p><省略></p>
<p>建築基準法第7条の6第1項第1号</p>	<p>1件につき120,000円</p>		

若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請手数料				
＜省略＞		＜省略＞		
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<p>(1) <省略></p> <p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。）建築物全体又は複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）及び同条第2項に規定する住宅部分（以下この表において「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分に係るものうち1棟の戸数が1のときは1件につき5、200円、1</p>	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物の新築等計画認定申請手数料	<p>(1) <省略></p> <p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。）建築物全体又は複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）及び住宅部分（以下この表において「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分に係るものうち1棟の戸数が1のときは1件につき5、200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき10、300円、1棟の総戸数が6以上10以下のとき</p>

る場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）

棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき29,100円、複合建築物の非住宅部分に係るものうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき17,900円

る場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）

は1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186,100円、複合建築物の非住宅部分に係るものうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき17,900円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、非住宅部分の床面積の合計が5,

(3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるときは1件につき17,900円

000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円

(3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき17,900円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のとき

			は1件につき174,400円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円
その他の場合	<p>(1) 一戸建て住宅 <u>建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものは1件につき27,000円、同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき19,100円、その他のものは1件につき37,100円</u></p> <p>(2) 共同住宅等 <u>建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき27,000円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき53,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき75,800円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき108,300円、全住戸が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき19,</u></p>	その他の場合	<p>(1) 一戸建て住宅 <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき19,100円、その他のものは1件につき37,100円</u></p> <p>(2) 共同住宅等 <u>建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき19,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき35,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき51,900円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき74,600円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき112,600円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは</u></p>

100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき35,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき51,900円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき74,600円、建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき148,300円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が同条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき121,000円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の

1件につき170,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき242,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき313,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき356,500円、建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部

床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき311,200円

分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分であるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円、複合建築物の非住宅部分に係るものうちそ

(3) その他の建築物（建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの） 建築物の延べ面積

の他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円

(3) その他の建築物（建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの） 建築物の延べ面積

が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるときは1件につき121,000円

(4) その他の建築物（前号以外のもの） 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるときは1件につき311,200円

が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円

(4) その他の建築物（前号以外のもの） 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,2

						<p>00円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円</p>
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等	(1) <省略> (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき3,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、申請に係る戸数が11以上のときは1件につき17,500円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等	低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等	(1) <省略> (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき3,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円	

ち1棟の戸数が1のときは1料
件につき3,200円、1棟
の総戸数が2以上5以下のと
きは1件につき6,200円
、1棟の総戸数が6以上10
以下のときは1件につき10
,500円、1棟の総戸数が
11以上のときは1件につき
17,500円、複合建築物
の非住宅部分に係るもののう
ち非住宅部分の床面積の合計
が300平方メートル以内の
ときは1件につき6,200
円、非住宅部分の床面積の合
計が300平方メートルを超
えるときは1件につき10,
700円

0円、申請に係る戸数が51
以上100以下のときは1件
につき52,400円、申請
に係る戸数が101以上20
0以下のときは1件につき8
2,900円、申請に係る戸
数が201以上300以下の
ときは1件につき104,7
00円、申請に係る戸数が3
01以上のときは1件につき
111,700円、建築物全
体、建築物全体及び住戸又は
複合建築物の住宅部分に係る
もののうち1棟の戸数が1の
ときは1件につき3,200
円、1棟の総戸数が2以上5
以下のときは1件につき6,
200円、1棟の総戸数が6
以上10以下のときは1件に
つき10,500円、1棟の
総戸数が11以上25以下の
ときは1件につき17,50
0円、1棟の総戸数が26以
上50以下のときは1件につ
き29,300円、1棟の総
戸数が51以上100以下の
ときは1件につき52,40
0円、1棟の総戸数が101
以上200以下のときは1件
につき82,900円、1棟
の総戸数が201以上300
以下のときは1件につき10
4,700円、1棟の総戸数
が301以上のときは1件に
つき111,700円、複合

(3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき6,200円、建築物の延べ面積が300平方メートルを

建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき6,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき10,700円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき17,500円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき52,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき82,900円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき104,700円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき130,800円

(3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき6,200円、建築物の延べ面積が300平方メートルを

	<p>えるときは1件につき10,700円</p>		<p>え1,000平方メートル以内のときは1件につき10,700円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき17,500円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき52,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき82,900円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき104,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき130,800円</p>
その他の場合	<p>(1) 一戸建て住宅 建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものは1件につき14,100円、同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき10,100円、その他のものは1件につき19,200円</p> <p>(2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき19</p>	その他の場合	<p>(1) 一戸建て住宅 建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき10,100円、その他のものは1件につき19,200円</p> <p>(2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき19</p>

， 200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上のときは1件につき77,100円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき14,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき27,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき39,600円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき57,000円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものうち全住戸が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき10,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき19,000円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき27,700円、1棟の総戸数が

， 200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものうち全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき10,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき19,000円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき27,700円、1棟の総戸数が11以上25以下の

11以上のときは1件につき40,200円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき77,100円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が同条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき62,300円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき157,400円

ときは1件につき40,200円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき61,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき93,900円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき135,200円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,200円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき197,000円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、1棟の総戸数が201以上3

00以下のときは1件につき
288,500円、1棟の総
戸数が301以上のときは1
件につき336,900円、
複合建築物の非住宅部分に係
るものうち非住宅部分の全
部が建築物省エネ法基準省令
第10条第1号イ(2)及びロ(2)
に定める基準に係るもので
あるものの非住宅部分の床面積
の合計が300平方メートル
以内のときは1件につき48
,600円、非住宅部分の床
面積の合計が300平方メー
トルを超え1,000平方メ
ートル以内のときは1件につ
き62,300円、非住宅部
分の床面積の合計が1,00
0平方メートルを超え2,0
00平方メートル以内のとき
は1件につき82,600円
、非住宅部分の床面積の合計
が2,000平方メートルを
超え5,000平方メートル
以内のときは1件につき13
7,700円、非住宅部分の
床面積の合計が5,000平
方メートルを超え10,00
0平方メートル以内のときは
1件につき182,300円
、非住宅部分の床面積の合計
が10,000平方メートル
を超え25,000平方メー
トル以内のときは1件につき
219,900円、非住宅部

分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円

(3) その他の建築物（建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの）
建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるときは1件につき62,300円

(4) その他の建築物（前号以外のもの） 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき125,

(3) その他の建築物（建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの）
建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超るときは1件につき259,300円

(4) その他の建築物（前号以外のもの） 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき125,

		200円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるとときは1件につき157,400円			200円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円
低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書	低炭素建築物新築等計画変更に関する証明書	1件につき建築物の区分に応じ、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)			
長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第	長期優良住宅の新築に係るの普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第2	長期一戸建て住宅(人の居住の用に供する部分以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部及び次部において同じ。)1戸につき17,300円、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。)の1棟の総戸数が5戸以下	長期優良住宅の新築に係るの普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第	長期優良住宅の新築に係るの普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第2	長期一戸建て住宅(人の居住の用に供する部分以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部及び次部において同じ。)1戸につき17,300円、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。)の1棟の総戸数が5戸以下

<p>3項まで及び第6項の規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下この表において「長期優良住宅建築等計画」という。）等認定申請手数料</p>	<p>認定条第4項について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額。以下この部及び次部において同じ。）、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下（以下のときは申請1戸につき、35,900円を同一の建築物にこの表において「長期優良住宅建築等計画」という。）である旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律</p>	<p>3項まで及び第6項の規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画」という。）等認定申請手数料</p>	<p>認定条第4項について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額。以下この部及び次部において同じ。）、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下（以下のときは申請1戸につき、35,900円を同一の建築物にこの表において「長期優良住宅建築等計画」という。）等認定申請手数料</p> <p>「長期優良住宅建築等計画」という。）は申請1戸につき、47,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき、79,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき、130,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき、208,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上3</p>
--	--	--	---

第8 1号)第 5条 第1 項に 規定 する 登録 住宅 性能 評価 機関 (以 下こ の表 にお いて 「登 録住 宅性 能評 価機 関」 とい う。)が 確認 した 場合	
その 他の 場合	一戸建て住宅1戸につき64, 800円、共同住宅等の1棟の 総戸数が5戸以下のときは申請 1戸につき、139,100円 を同一の建築物について同時に

第8 1号)第 5条 第1 項に 規定 する 登録 住宅 性能 評価 機関 (以 下こ の表 にお いて 「登 録住 宅性 能評 価機 関」 とい う。)が 確認 した 場合	00戸以下のときは申請1戸に つき、253,600円を同一 の建築物について同時に申請が 行われる住戸の数で除して得た 額、共同住宅等の1棟の総戸数 が301戸以上のときは申請1 戸につき、269,900円を 同一の建築物について同時に申 請が行われる住戸の数で除して 得た額とする。
その 他の 場合	一戸建て住宅1戸につき64, 800円、共同住宅等の1棟の 総戸数が5戸以下のときは申請 1戸につき、139,100円 を同一の建築物について同時に

申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき、216,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上のときは申請1戸につき、418,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。

申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき、216,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき、418,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき、741,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき、1,268,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき、2,338,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき、3,336,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等

住宅長期増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請	長期優良住宅建築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請	<p>一戸建て住宅1戸につき19,100円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき、27,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき、41,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上のときは申請1戸につき、54,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。</p>
用造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	用造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	

		<p>の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき、4,085,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。</p>
住宅長期増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請	長期優良住宅建築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請	<p>一戸建て住宅1戸につき19,100円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき、27,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき、41,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき、54,600円を同一の建築物について同時に申請が行われ</p> <p>る住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき、93,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき、152,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸</p>
用造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	用造等である旨を登録住宅性能評価機関が確認した場合	

			<p>以上200戸以下のときは申請1戸につき、244,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき、298,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき、317,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。</p>
	<p>その一戸建て住宅1戸につき75,他の300円、共同住宅等の1棟の場合総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき、163,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき、254,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上のときは申請1戸につき、493,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。</p>		<p>その一戸建て住宅1戸につき75,他の300円、共同住宅等の1棟の場合総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき、163,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき、254,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき、493,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは</p>

						は申請1戸につき、875,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき、1,497,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき、2,762,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき、3,942,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき、4,827,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。
長期優良住宅の普及に促進に関する住宅	長期優良住宅の普及に促進に関する住宅	長期一戸建て住宅1戸につき19,100円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき27,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のとき	長期優良住宅の普及に促進に関する住宅	長期優良住宅の普及に促進に関する住宅	長期一戸建て住宅1戸につき19,100円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき27,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のとき	

法律性能は申請1戸につき41,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上のときは申請1戸につき54,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。

第5条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画（以下この表において「長期優良住宅維持保全計画」という。）の認定の申請

法律性能は申請1戸につき41,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき54,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき93,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき152,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき244,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき298,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき317,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で

その
他の
場合

一戸建て住宅1戸につき75,
300円、共同住宅等の1棟の
総戸数が5戸以下のときは申請
1戸につき163,100円を
同一の建築物について同時に申
請が行われる住戸の数で除して
得た額、共同住宅等の1棟の総
戸数が6戸以上10戸以下のと
きは申請1戸につき254,9
00円を同一の建築物について
同時に申請が行われる住戸の数
で除して得た額、共同住宅等の
1棟の総戸数が11戸以上のと
きは申請1戸につき493,5
00円を同一の建築物について
同時に申請が行われる住戸の数
で除して得た額とする。

除して得た額とする。

その
他の
場合

一戸建て住宅1戸につき75,
300円、共同住宅等の1棟の
総戸数が5戸以下のときは申請
1戸につき163,100円を
同一の建築物について同時に申
請が行われる住戸の数で除して
得た額、共同住宅等の1棟の総
戸数が6戸以上10戸以下のと
きは申請1戸につき254,9
00円を同一の建築物について
同時に申請が行われる住戸の数
で除して得た額、共同住宅等の
1棟の総戸数が11戸以上30
戸以下のときは申請1戸につき
493,500円を同一の建築
物について同時に申請が行われ
る住戸の数で除して得た額、共
同住宅等の1棟の総戸数が31
戸以上50戸以下のときは申請
1戸につき875,600円を
同一の建築物について同時に申
請が行われる住戸の数で除して
得た額、共同住宅等の1棟の総
戸数が51戸以上100戸以下
のときは申請1戸につき1,4
97,900円を同一の建築物
について同時に申請が行われる
住戸の数で除して得た額、共同
住宅等の1棟の総戸数が101
戸以上200戸以下のときは申
請1戸につき2,762,50
0円を同一の建築物について同
時に申請が行われる住戸の数で
除して得た額、共同住宅等の1

							棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき3,942,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき4,827,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	住宅の新築につき長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	長期使用の構造等で長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	一戸建て住宅1戸につき4,000円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき8,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき13,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上のときは申請1戸につき20,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	住宅の新築につき長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	長期使用の構造等で長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	一戸建て住宅1戸につき4,000円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき8,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき13,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき20,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき37,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請

<p>法律 第9 条第 1項 又は 第3 項の 規定 によ るも の以 外の 変更 の認 定の 申請</p>		<p>法律 第9 条第 1項 又は 第3 項の 規定 によ るも の以 外の 変更 の認 定の 申請</p>	<p>1戸につき64,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき106,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき130,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき139,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。</p>
	<p>その一戸建て住宅1戸につき25,他の300円、共同住宅等の1棟の場合総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき59,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき94,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上のときは申請1戸につき186,100円を同一の建築物について同時</p>		<p>その一戸建て住宅1戸につき25,他の300円、共同住宅等の1棟の場合総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき59,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき94,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき186,100円を同一の建築物に</p>

	<p>に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。</p>		<p>ついて同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき333,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき573,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき1,058,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき1,509,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき1,845,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。</p>
<p>住宅長期増使用は改築にある</p>	<p>一戸建て住宅1戸につき5,200円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき10,500円を同一の建築物について同時に申請が</p>	<p>住宅長期増使用は改築にある</p>	<p>一戸建て住宅1戸につき5,200円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき10,500円を同一の建築物について同時に申請が</p>

つい 旨を行われる住戸の数で除して得た
 て長 登録額、共同住宅等の1棟の総戸数
 期優 住宅が6戸以上10戸以下のときは
 良住 性能申請1戸につき18,600円
 宅建 評価を同一の建築物について同時に
 築等 機関申請が行われる住戸の数で除し
 計画 が確て得た額、共同住宅等の1棟の
 の認 認し総戸数が11戸以上のときは申
 定を た場請1戸につき26,600円を
 受け 合 同一の建築物について同時に申
 た住 請が行われる住戸の数で除して
 宅に 得た額とする。
 係る
 長期
 優良
 住宅
 の普
 及の
 促進
 に関
 する
 法律
 第9
 条第
 1項
 又は
 第3
 項の
 規定
 によ
 るも
 の以
 外の
 変更
 の認

つい 旨を行われる住戸の数で除して得た
 て長 登録額、共同住宅等の1棟の総戸数
 期優 住宅が6戸以上10戸以下のときは
 良住 性能申請1戸につき18,600円
 宅建 評価を同一の建築物について同時に
 築等 機関申請が行われる住戸の数で除し
 計画 が確て得た額、共同住宅等の1棟の
 の認 認し総戸数が11戸以上30戸以下
 定を た場のときは申請1戸につき26,
 受け 合 600円を同一の建築物につい
 た住 て同時に申請が行われる住戸の
 宅に 数で除して得た額、共同住宅等
 係る の1棟の総戸数が31戸以上5
 長期 0戸以下のときは申請1戸につ
 優良 き49,600円を同一の建築
 住宅 物について同時に申請が行われ
 の普 る住戸の数で除して得た額、共
 及の 同住宅等の1棟の総戸数が51
 促進 戸以上100戸以下のときは申
 に関 請1戸につき85,300円を
 する 同一の建築物について同時に申
 法律 請が行われる住戸の数で除して
 第9 得た額、共同住宅等の1棟の総
 条第 戸数が101戸以上200戸以
 1項 下のときは申請1戸につき14
 又は 0,600円を同一の建築物に
 第3 ついて同時に申請が行われる住
 項の 戸の数で除して得た額、共同住
 規定 宅等の1棟の総戸数が201戸
 によ 以上300戸以下のときは申請
 るも 1戸につき172,900円を
 の以 同一の建築物について同時に申
 外の 請が行われる住戸の数で除して
 変更 得た額、共同住宅等の1棟の総
 の認 戸数が301戸以上のときは申

定の申請	
その場合	<p>一戸建て住宅1戸につき33,400円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき78,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき125,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上のときは申請1戸につき246,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。</p>

定の申請	<p>申請1戸につき184,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。</p>
その場合	<p>一戸建て住宅1戸につき33,400円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき78,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき125,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき246,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき440,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき758,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき1,399,600円を</p>

			<p>る住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき85,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき140,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき172,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき184,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。</p>
	<p>その一戸建て住宅1戸につき33,他の400円、共同住宅等の1棟の場合総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき78,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき125,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1</p>		<p>その一戸建て住宅1戸につき33,他の400円、共同住宅等の1棟の場合総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき78,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき125,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1</p>

		棟の総戸数が11戸以上のときは申請1戸につき246,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。			棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき246,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき440,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき758,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき1,399,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき1,995,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき2,439,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。
建築物のエネルギー消費性能の向上	(1) 一戸建て住宅	建築物省エネルギー法基準省令第1条第1項第	建築物のエネルギー	建築物エネルギー	建築物の床面積（特定建築行為に係る床面積（建築物のエネル

<p>等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものは1件につき27,000円、同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき19,100円、その他のものは1件につき37,100円</p>	<p>一消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物</p>	<p>ギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。）をいう。以下この部において同じ。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円</p>
	<p>2) 共同住宅等 住戸に係るもののうち全住戸が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき27,000円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき53,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき75,800円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき108,300円、住戸に係るもののうち全住戸が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき19,100円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき35,900円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき51,900円、申請に係る戸数が11以上のときは1件につき74,600円、住戸に係るもののうち</p>		<p>その他の建築物</p>	<p>建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件に</p>

その他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき148,300円、建築物省エネ法基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分（以下「共用部分」という。）に係るもののうちの床面積（増築又は改築する場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積をいう。以下同じ。）の合計が300平方メートル以内のときは1件につき118,500円、床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき149,700円、非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき121,000円、非住宅部分に係るもののうちその他のものの

つき401,800円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円

	<p>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき311,200円</p> <p>(3) その他の建築物（建築物全体が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るもの） 建築物の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき121,000円</p> <p>(4) その他の建築物（前号以外のもの） 建築物の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、建築物の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき311,200円</p>			
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料	<p>(1) 一戸建て住宅 建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものは1件につき14,100円、同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき10,100円、その他のものは1件につき19,200円</p>	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の	建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第1条第1項第1号ロに定める基準に係る	建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メ

<p>(2) 共同住宅等 住戸に係るもの のうち全住戸が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき14,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき27,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき39,600円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき57,000円、住戸に係るもののうち全住戸が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき10,100円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき19,000円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき27,700円、申請に係る戸数が11以上のときは1件につき40,200円、住戸に係るもののうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上のと</p>	規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料	建築物	<p>一トール以内のときは1件につき137,700円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円</p>
	その他の建築物	<p>建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは</p>	

きは1件につき77,100円、共用部分に係るものの床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき60,300円、床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき76,600円、非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が同項第1号ロに定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき62,300円、非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき157,400円

③ その他の建築物（建築物全体が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るもの） 建築物の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件

きは1件につき498,200円

		につき62,300円			
		4) <u>その他の建築物（前号以外のもの）</u> <u>建築物の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、建築物の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき157,400円</u>			
建築物のエネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	1件につき <u>建築物の区分</u> に応じ、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u> 等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</u> の項の金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく <u>消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料</u>	1件につき <u>床面積の合計</u> に応じ、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u> 等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</u> 欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）		
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は	(1) <省略> (2) 共同住宅等 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものうち1棟の戸数が1のときは1件につき5,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき29,100円、複合建築物の非住宅部分に係るものうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メ	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) <省略> (2) 共同住宅等 <u>（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。）</u> 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものうち1棟の戸数が1のときは1件につき5,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件に	

当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）

一メートル以内のときは1件につき10,300円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき17,900円

当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）

つき29,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186,100円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき17,900円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき1

3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるときは1件につき17,900円

38,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円

3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき17,900円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超え

					るときは1件につき218,000円
その他の場合	(1) 一戸建て住宅 建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものは1件につき27,000円、同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき19,100円、その他のものは1件につき37,100円	その他の場合	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号	(1) 一戸建て住宅 建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき19,100円、その他のものは1件につき37,100円	
	(2) 共同住宅等 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき27,000円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき53,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき75,800円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき108,300円、建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち全住戸が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき19,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき35,900円、1棟の総戸		イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの	(2) 共同住宅等 建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうち全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき19,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき35,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき51,900円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき74,600円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき112,600円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき170,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき242,600円、1棟の総戸数が201以上300以	

数が6以上10以下のときは1件につき51,900円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき74,600円、建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき148,300円、複合建築物の非住宅部分に係るものうち非住宅部分の全部が同条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき121,000円、複合建築物の非住宅部分に係るものうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき311,200円

下のときは1件につき313,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき356,500円、建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円、複合建築物の非住宅部分に係るものうち非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内

のときは1件につき95,000円、建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円、複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につ

き311,200円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円

(3) その他の建築物（建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの） 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるときは1件につき121,000円

(4) その他の建築物（前号以外

のもの) 建築物の延べ面積
 が300平方メートル以内の
 ときは1件につき248,4
 00円、建築物の延べ面積が
 300平方メートルを超える
 ときは1件につき311,2
 00円

建築 物省 エネ 法基 準省 令第 10 条第 1号 イ(2) 及び ロ(2) に定 める 基準 に係 るも の	その他の建築物 建築物の延べ 面積が300平方メートル以内 のときは1件につき95,00 0円、建築物の延べ面積が30 0平方メートルを超え1,00 0平方メートル以内のときは1 件につき121,000円、建 築物の延べ面積が1,000平 方メートルを超え2,000平 方メートル以内のときは1件に つき159,300円、建築物 の延べ面積が2,000平方メ ートルを超え5,000平方メ ートル以内のときは1件につき 257,900円、建築物の延 べ面積が5,000平方メー トルを超え10,000平方メー トル以内のときは1件につき3 36,800円、建築物の延べ 面積が10,000平方メー トルを超え25,000平方メー トル以内のときは1件につき4 04,700円、建築物の延べ 面積が25,000平方メー トルを超えるときは1件につき4 74,800円
その 他の	その他の建築物 建築物の延べ 面積が300平方メートル以内

					ものときは1件につき248,400円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円
建築物のエネルギー消費性の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー	計画適合性確認機関が認められた場合等	(1) <省略> (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき3,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、申請に係る戸数が11以上のときは1件につき17,	建築物のエネルギー消費性の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー	計画適合性確認機関が認められた場合等	(1) <省略> (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき3,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につ

一消費性
能向上計
画変更認
定申請手
数料

500円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものうち1棟の戸数が1のときは1件につき3,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき17,500円、複合建築物の非住宅部分に係るものうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき6,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき10,700円

一消費性
能向上計
画変更認
定申請手
数料

き17,500円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき111,700円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものうち1棟の戸数が1のときは1件につき3,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき10

	<p>3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル</p>		<p>4,700円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき111,700円、複合建築物の住宅部分に係るもののうち非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき6,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき10,700円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき17,500円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき52,400円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき82,900円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき104,700円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき130,800円</p> <p>3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル</p>
--	--------------------------------------	--	---

		ル以内のときは1件につき6, 200円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるときは1件につき10, 700円			ル以内のときは1件につき6, 200円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内のときは1件につき10, 700円、建築物の延べ面積が1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のときは1件につき17, 500円、建築物の延べ面積が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のときは1件につき52, 400円、建築物の延べ面積が5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のときは1件につき82, 900円、建築物の延べ面積が10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内のときは1件につき104, 700円、建築物の延べ面積が25, 000平方メートルを超えるときは1件につき130, 800円
その他の場合	(1) 一戸建て住宅 <u>建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものは1件につき14, 100円、同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき10, 100円、その他のものは1件につき19, 200円</u>		その他の場合	建築(1) 一戸建て住宅 <u>建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものは1件につき10, 100円、その他のものは1件につき19, 200円</u>	
				省エネ法基準省令第1条第1項第	

(2) 共同住宅等 住戸のみに係るものうち申請に係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上のときは1件につき77,100円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものうち全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき14,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき27,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき39,600円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき57,000円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものうち全住戸が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき10,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき19,000円

2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの
2) 共同住宅等 住戸のみに係るものうち申請に係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき288,500円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき336,900円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものうち全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の戸数が1のときは1件につき10,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき19,000円、1棟の総戸数が6

、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき27,700円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき40,200円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上のときは1件につき77,100円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうち非住宅部分の全部が同条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につき62,300円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは1件につ

以上10以下のときは1件につき27,700円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき40,200円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき61,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき93,900円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき135,200円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,200円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき197,000円、建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもののうちその他のものの1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、1棟の総戸数が10

き157,400円

1以上200以下のときは1
件につき220,600円、
1棟の総戸数が201以上3
00以下のときは1件につき
288,500円、1棟の総
戸数が301以上のときは1
件につき336,900円、
複合建築物の非住宅部分に係
るものうち非住宅部分の全
部が建築物省エネ法基準省令
第10条第1号イ(2)及びロ(2)
に定める基準に係るものであ
るものの非住宅部分の床面積
の合計が300平方メートル
以内のときは1件につき48
,600円、非住宅部分の床
面積の合計が300平方メー
トルを超え1,000平方メ
ートル以内のときは1件につ
き62,300円、非住宅部
分の床面積の合計が1,00
0平方メートルを超え2,0
00平方メートル以内のとき
は1件につき82,600円
、非住宅部分の床面積の合計
が2,000平方メートルを
超え5,000平方メートル
以内のときは1件につき13
7,700円、非住宅部分の
床面積の合計が5,000平
方メートルを超え10,00
0平方メートル以内のときは
1件につき182,300円
、非住宅部分の床面積の合計
が10,000平方メートル

を超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとときは1件につき259,300円、複合建築物の非住宅部分に係るもののうちその他のものの非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400円、非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、非住宅部分の床面積の合計が25

	<p>③ <u>その他の建築物（建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの）</u> <u>建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるときは1件につき62,300円</u></p> <p>④ <u>その他の建築物（前号以外のもの）</u> <u>建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるときは1件につき157,400円</u></p>		<p><u>、000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円</u></p>
<p>建築 物省 エネ 法基 準省 令第 10 条第 1号 イ(2) 及び ロ(2) に定</p>	<p><u>その他の建築物</u> <u>建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル</u></p>	<p>建築 物省 エネ 法基 準省 令第 10 条第 1号 イ(2) 及び ロ(2) に定</p>	<p><u>その他の建築物</u> <u>建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル</u></p>

	める	ル以内のときは1件につき13
	基準	7,700円、建築物の延べ面
	に係	積が5,000平方メートルを
	るも	超え10,000平方メートル
	の	以内のときは1件につき182
		,300円、建築物の延べ面積
		が10,000平方メートルを
		超え25,000平方メートル
		以内のときは1件につき219
		,900円、建築物の延べ面積
		が25,000平方メートルを
		超えるときは1件につき259
		,300円
	その	その他の建築物 建築物の延べ
	他の	面積が300平方メートル以内
	もの	のときは1件につき125,2
		00円、建築物の延べ面積が3
		00平方メートルを超え1,0
		00平方メートル以内のときは
		1件につき157,400円、
		建築物の延べ面積が1,000
		平方メートルを超え2,000
		平方メートル以内のときは1件
		につき203,800円、建築
		物の延べ面積が2,000平方
		メートルを超え5,000平方
		メートル以内のときは1件につ
		き295,500円、建築物の
		延べ面積が5,000平方メー
		トルを超え10,000平方メ
		ートル以内のときは1件につ
		き367,100円、建築物の延
		べ面積が10,000平方メ
		ートルを超え25,000平方メ
		ートル以内のときは1件につ

		435,000円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の規定する建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部において同じ。） 1件につき5,200円 (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部において同じ。） 1棟の戸数が1のときは1件につき5,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき186,100円
	る機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証明する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「基準適合	

性確認機 関が認め た場合等 という 。)		(3) その他の建築物 建築物の 延べ面積が300平方メー トル以内のときは1件につき1 0,300円、建築物の延べ 面積が300平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のときは1件につき17 ,900円、建築物の延べ面 積が1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のときは1件につき2 9,100円、建築物の延べ 面積が2,000平方メー トルを超え5,000平方メー トル以内のときは1件につき 87,300円、建築物の延 べ面積が5,000平方メー トルを超え10,000平方 メートル以内のときは1件に つき138,100円、建築 物の延べ面積が10,000 平方メートルを超え25,0 00平方メートル以内のとき は1件につき174,400 円、建築物の延べ面積が25 ,000平方メートルを超え るときは1件につき218, 000円
		その建築 他の物省 場合エネ 法基 準省 令第 1条

第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るもの(共同住宅等にあっては全住戸が該当するもの)	戸数が6以上10以下のときは1件につき51,900円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき74,600円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき112,600円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき170,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき242,600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき313,400円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき356,500円
建築物省エネ法基準省令第10条第1号	その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平

イ(2)	方メートル以内のときは1件に
に定	つき159,300円、建築物
める	の延べ面積が2,000平方メ
基準	ートルを超え5,000平方メ
に係	ートル以内のときは1件につき
るも	257,900円、建築物の延
の	べ面積が5,000平方メー
	ルを超え10,000平方メー
	トル以内のときは1件につき3
	36,800円、建築物の延べ
	面積が10,000平方メー
	ルを超え25,000平方メー
	トル以内のときは1件につき4
	04,700円、建築物の延べ
	面積が25,000平方メー
	ルを超えるときは1件につき4
	74,800円
その	(1) 一戸建て住宅 1件につき
他の	37,100円
もの	(2) 共同住宅等 1棟の戸数が
	1のときは1件につき37,
	100円、1棟の総戸数が2
	以上5以下のときは1件につ
	き74,900円、1棟の総
	戸数が6以上10以下のとき
	は1件につき105,400
	円、1棟の総戸数が11以上
	25以下のときは1件につき
	148,300円、1棟の総
	戸数が26以上50以下のと
	きは1件につき213,00
	0円、1棟の総戸数が51以
	上100以下のときは1件に
	つき305,200円、1棟
	の総戸数が101以上200

以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円

3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円

<p>建築物のエネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料</p>	<p>1件につき建築物の区分に応じ、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項の金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）</p>				
<p><省略></p>		<p><省略></p>			
<p>備考</p> <p>1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく<u>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</u>の部都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、<u>第1号</u>に掲げる場合に限る。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>		<p>備考</p> <p>1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく<u>低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料</u>の部都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、<u>(2)</u>に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1) <u>建築物省エネ法基準省令第4条第3項第1号</u>に規定する共用部分（以下「共用部分」という。）がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、そ</p>			

ア <省略>

イ 300平方メートルを超える場合
17,900円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての前号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号に定める額

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部その他の場合の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計

それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 17,900円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 87,300円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 138,100円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 174,400円

キ 25,000平方メートルを超える場合 218,000円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考1(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考1(1)アからキまでに定める額

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の部その他の場合の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計

一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超える場合
149,700円

(2) 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が建築物省エネ法基準省令第10条第1号に規定する工場等（以下「工場等」という。）である場合に限る。

）当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 47,500円

イ 300平方メートルを超える場合
60,500円

(3) 非住宅部分がある場合（前号に規定す

一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 149,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 304,500円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 390,900円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合
467,200円

キ 25,000平方メートルを超える場合 544,200円

(2) 非住宅部分がある場合（非住宅部分の

る場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超える場合
121,000円

(4) 非住宅部分がある場合(前2号に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超える場合
311,200円

全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロに定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 121,000円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 159,300円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 257,900円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 336,800円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 404,700円

キ 25,000平方メートルを超える場合 474,800円

(3) 非住宅部分がある場合(前号に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 311,200円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 401,800円

- エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 573,400円
- オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 706,300円
- カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 834,900円
- キ 25,000平方メートルを超える場合 952,400円

3 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の部低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる

3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の部低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料につい

場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超える場合
10,700円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての前号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号に定める額

5 都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく低炭素建築物新

て、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 10,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17,500円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 52,400円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 82,900円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合
104,700円

キ 25,000平方メートルを超える場合 130,800円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考3(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考3(1)アからキまでに定める額

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく低炭素化のため

築等計画変更認定申請手数料の部その他の場合の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超える場合
76,600円

(2) 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。

） 当該非住宅部分の床面積の合計につ

の建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の部その他の場合の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 76,600円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 100,700円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 161,000円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 209,300円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 251,100円

キ 25,000平方メートルを超える場合 293,900円

いての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 24,300円

イ 300平方メートルを超える場合 31,100円

(3) 非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超える場合 62,300円

(4) 非住宅部分がある場合（前2号に規定する場合を除く。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(2) 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 62,300円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 82,600円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 137,700円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 182,300円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 219,900円

キ 25,000平方メートルを超える場合 259,300円

(3) 非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除く。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超える場合
157,400円

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 157,400円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 203,800円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 295,500円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 367,100円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 435,000円

キ 25,000平方メートルを超える場合 498,200円

6 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

7 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 3,100円

イ 300平方メートルを超える場合 5,300円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての前号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号に定める額

8 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計

一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 30,100円

イ 300平方メートルを超える場合 38,300円

(2) 非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。)

当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 12,100円

イ 300平方メートルを超える場合 15,500円

(3) 非住宅部分がある場合(前号に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 24,300円

イ 300平方メートルを超える場合 31,100円

(4) 非住宅部分がある場合(前2号に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 62,600円

イ 300平方メートルを超える場合

78,700円

9 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等並びに低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における一戸建て住宅及び共同住宅等（建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）に係る申請に係るものを除く。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄の規定にかかわらず、第6項の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び同法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の部建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の項金額の欄に定める手数料について、建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの（以下「工場等」という。）である場合における手数料の額は、同欄に規定する手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1

1 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 1 条第 1 項又は第 1 2 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は同法第 2 9 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている同法第 3 2 条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第 3 0 条第 1 項若しくは第 3 1 条第 1 項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額

号口に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計の区分に応じ、同欄に掲げる手数料の額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 1 1 条の規定に基づく消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項金額の欄に規定する手数料について、建築物の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、同欄の規定にかかわらず、前項の規定により計算して得た計画の変更に係る場合の額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 4 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 4 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下

の欄及び前項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）に係る計画適合性確認機関が認めた場合等の区分に係る手数料の額の欄に掲げる額とする。

12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの判定を一の申請書により受けようとする場合における当該判定に係る手数料の額は、当該共同住宅等及び複合建築物の住戸に係るもの、共用部分に

この部及び次部において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)の款金額の欄の規定により算出した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部の計画適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄の規定により算出した額とする。

係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額に相当する額を合算した額とする。

1 3 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄の規定にかかわらず、第10項の規定により計算して得た計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

1 4 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第30条第1項若しくは第31条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄及び前項の規定にかかわらず、第11項の規定により計算して得た建築物エネルギー消費性能確保計画

の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

15 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの証明書の交付を一の申請書により受けようとする場合における当該証明書の交付に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の額に相当する額を合算した額とする。

16 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計
一次エネルギー消費量の算出の基礎に共
用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ
次に定める額
ア <省略>
イ 300平方メートルを超える場合
17,900円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部
分の床面積の合計についての前号に掲げ
る場合の区分に応じ、それぞれ同号に定
める額

17 建築物のエネルギー消費性能の向上等
に関する法律第29条第1項の規定に基づ
く建築物エネルギー消費性能向上計画認定
申請手数料の部その他の場合の款金額の欄
(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の
住宅部分に係るもの手数料について、次

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計
一次エネルギー消費量の算出の基礎に共
用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ
次に定める額
ア <省略>
イ 300平方メートルを超え1,00
0平方メートル以内の場合 17,9
00円

ウ 1,000平方メートルを超え2,
000平方メートル以内の場合 29
,100円

エ 2,000平方メートルを超え5,
000平方メートル以内の場合 87
,300円

オ 5,000平方メートルを超え10
,000平方メートル以内の場合 1
38,100円

カ 10,000平方メートルを超え2
5,000平方メートル以内の場合
174,400円

キ 25,000平方メートルを超える
場合 218,000円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部
分の床面積の合計についての備考9(1)ア
からキまでに掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ備考9(1)アからキまでに定める
額

10 建築物のエネルギー消費性能の向上等
に関する法律第34条第1項の規定に基づ
く建築物エネルギー消費性能向上計画認定
申請手数料の部その他の場合の款建築物省
エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及
びロ(1)に定める基準に係るもの項金額の

に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超える場合
149,700円

(2) 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。

）当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

欄(2)に規定する建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 149,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 304,500円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 390,900円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 467,200円

キ 25,000平方メートルを超える場合 544,200円

ア 300平方メートル以内の場合 4
7,500円

イ 300平方メートルを超える場合
60,500円

(3) 非住宅部分がある場合(前号に規定する
場合を除き、非住宅部分の全部が建築
物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)
及びロ(2)に定める基準に係るものである
場合に限る。) 当該非住宅部分の床面
積の合計についての次に掲げる場合の区
分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超える場合
121,000円

(4) 非住宅部分がある場合(前2号に規定
する場合を除く。) 当該非住宅部分の
床面積の合計についての次に掲げる場合
の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

(2) 非住宅部分(建築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令第1条第1項第1
号ロ及び第10条第1号イ(2)及びロ(2)に
定める基準に係るものの申請をする場合
に限る。) がある場合 当該非住宅部分
の床面積の合計についての次に掲げる場
合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 121,
000円

ウ 1,000平方メートルを超え2,
000平方メートル以内の場合 15
9,300円

エ 2,000平方メートルを超え5,
000平方メートル以内の場合 25
7,900円

オ 5,000平方メートルを超え10
,000平方メートル以内の場合 3
36,800円

カ 10,000平方メートルを超え2
5,000平方メートル以内の場合
404,700円

キ 25,000平方メートルを超える
場合 474,800円

(3) 非住宅部分(その他のものの申請をす
る場合に限る。) がある場合 当該非住
宅部分の床面積の合計についての次に掲
げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定
める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超える場合
311,200円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 311,200円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 401,800円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 573,400円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 706,300円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 834,900円

キ 25,000平方メートルを超える場合 952,400円

18 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

1 9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、同項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

2 0 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部計画適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第1号に掲げる場合に限る。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア <省略>
- イ 300平方メートルを超える場合

1 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

1 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部計画適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(2)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア <省略>
- イ 300平方メートルを超え1,00

10,700円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての前号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号に定める額

21 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部その他の場合の款の手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計

0平方メートル以内の場合 10,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17,500円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 52,400円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 82,900円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 104,700円

キ 25,000平方メートルを超える場合 130,800円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考12(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考12(1)アからキまでに定める額

13 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部その他の場合の款建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものの手数料について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(2)及び(3)に掲げる場合を除く。）には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計

一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超える場合
76,600円

(2) 非住宅部分がある場合(非住宅の全部の用途が工場等である場合に限る。)

当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 24,300円

イ 300平方メートルを超える場合
31,100円

(3) 非住宅部分がある場合(前号に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2))

一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 76,600円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 100,700円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 161,000円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 209,300円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合
251,100円

キ 25,000平方メートルを超える場合 293,900円

(2) 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2))に定める基

及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超える場合
62,300円

(4) 非住宅部分がある場合(前2号に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超える場合
157,400円

準に係るものの申請をする場合に限る。)がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 62,300円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 82,600円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 137,700円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 182,300円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 219,900円

キ 25,000平方メートルを超える場合 259,300円

(3) 非住宅部分(その他のものの申請をする場合に限る。)がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 157,400円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 203,800円

エ 2,000平方メートルを超え5,

000平方メートル以内の場合 29

5,500円

オ 5,000平方メートルを超え10

,000平方メートル以内の場合 3

67,100円

カ 10,000平方メートルを超え2

5,000平方メートル以内の場合

435,000円

キ 25,000平方メートルを超える

場合 498,200円

22 建築物のエネルギー消費性能の向上等

に関する法律第31条第1項の規定に基づ
く建築物エネルギー消費性能向上計画変更
認定申請手数料の部その他の場合の款金額
の欄に規定する複合建築物の非住宅部分に
係るもの及びその他の建築物に係るもの
の手数料について、非住宅部分の全部の用途
が工場等である場合における当該手数料の
額は、当該手数料に係る建築物の区分にか
かわらず、建築物省エネ法基準省令第10
条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る
建築物の区分によるものとし、当該手数料
に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に
応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に
掲げる額の2分の1に相当する額(その額
に100円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てて得た額)とする。

23 建築物のエネルギー消費性能の向上等

に関する法律第31条第1項の規定に基づ
く建築物エネルギー消費性能向上計画変更
認定申請手数料について、同項の変更の認
定の申請に係る建築物エネルギー消費性能
向上計画に同法第29条第3項各号に掲げ
る事項が記載されている場合における当該
手数料の額は、当該変更後の建築物エネル

14 建築物のエネルギー消費性能の向上等

に関する法律第36条第1項の規定に基づ
く建築物エネルギー消費性能向上計画変更
認定申請手数料の部に規定する手数料につ
いて、建築物のエネルギー消費性能の向上
等に関する法律第36条第1項の変更の認
定の申請に係る建築物エネルギー消費性能
向上計画に同法第34条第3項各号に掲げ

ギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

る事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部基準適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄②に規定するもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 10,300円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 17,900円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 87,300円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 138,100円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 174,400円

キ 25,000平方メートルを超える場合 218,000円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考15(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考15(1)アからキまでに定める額

16 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)及びその他のものの項金額の欄(2)に規定するものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 118,500円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 149,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 304,500円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 390,900円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 467,200円

キ 25,000平方メートルを超える場合 544,200円

(2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。

)がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 95,000円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 121,000円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 159,300円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 257,900円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 336,800円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 404,700円

キ 25,000平方メートルを超える場合 474,800円

(3) 非住宅部分（その他のものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 248,400円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 311,200円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 401,800円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 573,400円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 706,300円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 834,900円

キ 25,000平方メートルを超える場合 952,400円

2.4 建築物のエネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等）における

る共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 3,100円

イ 300平方メートルを超える場合 5,300円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての前号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号に定める額

25 建築物のエネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 30,100円

イ 300平方メートルを超える場合 38,300円

(2) 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。）

） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 12,100円

イ 300平方メートルを超える場合 15,500円

(3) 非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 24,300円

イ 300平方メートルを超える場合 31,100円

(4) 非住宅部分がある場合（前2号に規定する場合を除く。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 62,600円

イ 300平方メートルを超える場合 78,700円

26 建築物エネルギー消費性能向上計画の

軽微な変更に関する証明書交付手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等並びに計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における一戸建て住宅及び共同住宅等（建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）に係る申請に係るものを除く。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄の規定にかかわらず、第22項の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

27 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該証明書の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（軽微な変更があるものに限る。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の額に相当する額を合算した額とする。

第2条 瀬戸市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
＜省略＞		＜省略＞	
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に対する審査に係る宅地造成又は特定盛土等工事許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のときは1件につき <u>17,000円</u> 、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき <u>28,000円</u> 、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき <u>40,000円</u> 、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のときは1件につき <u>58,000円</u> 、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき <u>69,000円</u> 、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき <u>94,000円</u> 、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは1件につき <u>149,000円</u> 、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは1件につき <u>226,000円</u> 、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは1件につき <u>360,000円</u> 、70,000平方メートルを	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可申請に対する審査に係る宅地造成等許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のときは1件につき <u>13,000円</u> 、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき <u>22,000円</u> 、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき <u>33,000円</u> 、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき <u>50,000円</u> 、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき <u>72,000円</u> 、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは1件につき <u>120,000円</u> 、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは1件につき <u>180,000円</u> 、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは1件につき <u>270,000円</u> 、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のときは1件につき <u>360,000円</u> 、100,000平方

	<p>超え100,000平方メートル以内のときは1件につき<u>510,000円</u>、100,000平方メートルを超えるときは1件につき<u>660,000円</u></p>		<p>メートルを超えるときは1件につき<u>450,000円</u></p>
<p><u>宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請に対する審査に係る宅地造成又は特定盛土等工事計画変更許可申請手数料</u></p>	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が<u>660,000円</u>を超えるときは、その手数料の額は、<u>660,000円</u>とする。</p> <p>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る設計の変更(2)のみに該当するときを除く。)については、切土又は盛土をする土地の面積(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) その他の変更については、<u>12,000円</u></p>	<p><u>宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の変更許可申請に対する審査に係る宅地造成等変更許可申請手数料</u></p>	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が<u>450,000円</u>を超えるときは、その手数料の額は、<u>450,000円</u>とする。</p> <p>(1) 宅地造成に関する工事に係る設計の変更(2)のみに該当するときを除く。)については、切土又は盛土をする土地の面積(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) <省略></p> <p>(3) その他の変更については、<u>11,000円</u></p>
<p><u>宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の</u></p>	<p>土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のときは1件につき<u>12,000円</u>、500平方メートルを超え1,000平方メートル</p>		

許可申請に対する 審査に係る土石の 堆積工事許可申請 手数料	以内のときは1件につき14 ,000円、1,000平方 メートルを超え2,000平 方メートル以内のときは1件 につき17,000円、2, 000平方メートルを超え3 ,000平方メートル以内の ときは1件につき20,00 0円、3,000平方メート ルを超え5,000平方メー トル以内のときは1件につき 29,000円、5,000 平方メートルを超え10,0 00平方メートル以内のとき は1件につき32,000円 、10,000平方メート ルを超え20,000平方メー トル以内のときは1件につき 39,000円、20,00 0平方メートルを超え40, 000平方メートル以内のと きは1件につき53,000 円、40,000平方メート ルを超え70,000平方メ ートル以内のときは1件につ き74,000円、70,0 00平方メートルを超え10 0,000平方メートル以内 のときは1件につき102, 000円、100,000平 方メートルを超えるときは1 件につき132,000円
宅地造成及び特定 盛土等規制法第1 6条第1項の規定	変更許可申請1件につき、次 に掲げる額を合算した額。た だし、その額が132,00

に基づく土石の堆積に関する工事の変更許可申請に対する審査に係る土石の堆積工事計画変更許可申請手数料	<p>0円を超えるときは、その手数料の額は、132,000円とする。</p> <p>(1) 土石の堆積に関する工事に係る設計の変更（(2)のみに該当するときを除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 土石の堆積をする土地の追加に係る設計の変更については、追加される土石の堆積をする土地の面積に応じ、前項に規定する額</p> <p>(3) その他の変更については、12,000円</p>
宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請に対する中間検査に係る宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料	<p>切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートル以内のときは1件につき4,000円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のときは1件につき5,000円、3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは1件につき7,000円、20,000平方メートル</p>

<p>を超え40,000平方メートル以内のときは1件につき11,000円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは1件につき19,000円、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のときは1件につき31,000円、100,000平方メートルを超えるときは1件につき44,000円</p>	
<省略>	<省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年5月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請するものについて適用し、施行日前に申請したものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定による変更の許可の申請に係る手数料については、改正後の瀬戸市手数料徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）及び宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の一部改正等に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

7年市長提出第20号議案

瀬戸市建築基準法施行条例の一部改正について

瀬戸市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

瀬戸市建築基準法施行条例（平成12年瀬戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(完了の通知等への準用)</p> <p>第7条 <u>第2条第2項の規定は、法第18条第20項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき完了の通知（法第18条第2項の通知に係る工事に係るものに限る。）をしようとする場合に準用する。</u></p> <p>2 <u>第2条第4項の規定は、法第18条第4項（法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき計画の通知をしようとする場合に準用する。</u></p> <p>3 <u>第3条、前条第1項及び第3項の規定は、法第18条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき確認済証の交付があった場合に準用する。この場合において、前条第1項第2号中「別記第10号様式による申請書」とあるのは、「別記第42号の9様式による計画通知書」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(計画の通知への準用)</p> <p>第7条</p> <p>第2条の規定は、<u>法第18条第2項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画通知に準用する。</u></p> <p>2 第3条、<u>第5条及び前条第1項</u>の規定は、<u>法第18条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき確認済証の交付があった場合に準用する。</u></p>

<p>4 <u>前条第2項及び第3項の規定は、法第18条第4項の規定に基づき確認済証の交付があった場合に準用する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、瀬戸市建築基準法施行条例中所需の事項を改正する必要があるからである。

7年市長提出第21号議案

瀬戸市広場公園条例の制定について

瀬戸市広場公園条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市広場公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、児童遊園、ちびっこ広場等の市民の身近にある公園（以下「広場公園」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的として、広場公園を設置する。

(名称及び位置)

第3条 広場公園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(行為の禁止)

第4条 広場公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害すること。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用又は管理に支障があると認められる行為をすること。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(瀬戸市児童遊園設置条例の廃止)

2 瀬戸市児童遊園設置条例(昭和45年瀬戸市条例第21号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

名称	位置
陶本児童遊園	瀬戸市陶本町6丁目10番地
深川児童遊園	瀬戸市前田町23番地の2外
東古瀬戸児童遊園	瀬戸市馬ヶ城町1番地の11
八王子児童遊園	瀬戸市八王子町3番地
秋葉台児童遊園	瀬戸市萩殿町2丁目128番地外
南児童遊園	瀬戸市東権現町51番地
熊野児童遊園	瀬戸市熊野町75番地の1外
陶原中央児童遊園	瀬戸市陶原町1丁目19番地
陶原児童遊園	瀬戸市陶原町5丁目60番地外
瘤木児童遊園	瀬戸市瘤木町70番地
市場児童遊園	瀬戸市市場町39番地
神川児童遊園	瀬戸市神川町17番地外
西山児童遊園	瀬戸市西山町1丁目60番地の64
小金児童遊園	瀬戸市小金町68番地の1外
市民公園児童遊園	瀬戸市上松山町2丁目466番地の1

水北児童遊園	瀬戸市水北町 8 5 番地外
内田児童遊園	瀬戸市内田町 1 丁目 6 4 4 番地外
下半田川児童遊園	瀬戸市下半田川町 7 4 6 番地
山の神児童遊園	瀬戸市品野町 3 丁目 4 0 7 番地外
品野児童遊園	瀬戸市落合町 7 番地の 1
幡山東児童遊園	瀬戸市矢形町 1 7 0 番地
南山口児童遊園	瀬戸市上之山町 2 丁目 5 1 番地外
原山児童遊園	瀬戸市高根町 1 丁目 2 0 2 番地の 2 外
幡山西児童遊園	瀬戸市駒前町 2 1 番地の 1 外
下陣屋町ちびっこ広場	瀬戸市下陣屋町 1 5 4 番地の 4 外
下陣屋町Ⅱちびっこ広場	瀬戸市下陣屋町 6 8 番地の 2 4
道泉町ちびっこ広場	瀬戸市道泉町 7 6 番地の 3 6
元町 2 丁目ちびっこ広場	瀬戸市元町 2 丁目 2 番地
五位塚町Ⅰちびっこ広場	瀬戸市五位塚町 1 9 番地の 6 外
五位塚町Ⅱちびっこ広場	瀬戸市五位塚町 1 9 番地の 2 3 外
五位塚町Ⅲちびっこ広場	瀬戸市五位塚町 1 1 番地の 3 3 外
五位塚町Ⅳちびっこ広場	瀬戸市五位塚町 1 1 番地の 2 2 9
五位塚町Ⅴちびっこ広場	瀬戸市五位塚町 1 1 番地の 2 5 0
東拝戸町Ⅰちびっこ広場	瀬戸市東拝戸町 9 8 番地の 2 7
東拝戸町Ⅱちびっこ広場	瀬戸市東拝戸町 7 3 番地の 1 4 0
東洞町ちびっこ広場	瀬戸市東洞町 1 0 0 番地の 7 外
塩草町ちびっこ広場	瀬戸市塩草町 1 1 番地の 3 9
新明町Ⅰちびっこ広場	瀬戸市新明町 3 5 番地の 1 6 外
新明町Ⅱちびっこ広場	瀬戸市新明町 3 2 番地の 1 外

小空町ちびっこ広場	瀬戸市小空町 2 7 番地の 2 3
赤津広場	瀬戸市赤津町 1 8 番地
窯元町ちびっこ広場	瀬戸市窯元町 1 7 1 番地の 1 6 1
蛭子町ちびっこ広場	瀬戸市蛭子町 3 0 番地の 1 2 外
中山町ちびっこ広場	瀬戸市中山町 1 番地の 4 0
春雨町Ⅱちびっこ広場	瀬戸市春雨町 3 4 番地の 1 0 4
東茨町Ⅰちびっこ広場	瀬戸市東茨町 5 9 番地の 5 外
四季の杜ちびっこ広場	瀬戸市東権現町 5 4 番地の 1 9 7
東吉田町ちびっこ広場	瀬戸市東吉田町 4 2 番地の 2 4
水無瀬町ちびっこ広場	瀬戸市水無瀬町 1 2 5 番地の 5
東長根町Ⅰちびっこ広場	瀬戸市水無瀬町 2 1 1 番地の 2 3 外
原山町広場	瀬戸市原山町 2 9 7 番地
見付町ちびっこ広場	瀬戸市見付町 7 2 番地の 9 外
見付広場	瀬戸市見付町 7 3 番地の 3 外
城ヶ根町ちびっこ広場	瀬戸市城ヶ根町 4 7 番地の 1 2 7
城ヶ根町Ⅱちびっこ広場	瀬戸市城ヶ根町 4 7 番地の 2 3 1 外
城ヶ根町Ⅲちびっこ広場	瀬戸市城ヶ根町 4 7 番地の 2 9 6
城ヶ根町Ⅳちびっこ広場	瀬戸市城ヶ根町 4 7 番地の 3 1 3
神川町Ⅰちびっこ広場	瀬戸市神川町 8 0 番地の 1
西長根町Ⅰちびっこ広場	瀬戸市西長根町 5 8 番地の 3
西長根町Ⅱちびっこ広場	瀬戸市西長根町 4 0 番地の 3 7 外
汗干町ちびっこ広場	瀬戸市汗干町 7 8 番地の 1 3
西山広場	瀬戸市西山町 1 丁目 4 3 番地外
西山町 2 丁目Ⅰちびっこ広場	瀬戸市西山町 2 丁目 1 番地の 2 2

西山町 2 丁目 II ちびっこ広場	瀬戸市西山町 2 丁目 2 1 番地の 3
西山町 2 丁目 III ちびっこ広場	瀬戸市西山町 2 丁目 2 9 番地の 1 0
南山町 1 丁目 I ちびっこ広場	瀬戸市南山町 1 丁目 1 9 7 番地の 1 9
セントラル広場	瀬戸市南山町 3 丁目 2 5 番地の 3 4
サウス広場	瀬戸市南山町 3 丁目 2 5 番地の 5 4
グリーンヒルズ広場	瀬戸市南山町 3 丁目 2 8 番地の 4 4
南山町 3 丁目ちびっこ広場	瀬戸市南山町 3 丁目 8 3 番地の 8
つつじ広場	瀬戸市東山町 7 3 番地
かもが池公園	瀬戸市東山町 8 2 番地
東山町 1 丁目 I ちびっこ広場	瀬戸市東山町 1 丁目 1 2 4 番地の 3
東山町 1 丁目 II ちびっこ広場	瀬戸市東山町 1 丁目 1 4 1 番地の 2 3
東山町 1 丁目 III ちびっこ広場	瀬戸市東山町 1 丁目 1 7 0 番地の 2 5
東山町 1 丁目 IV ちびっこ広場	瀬戸市東山町 1 丁目 1 3 0 番地の 4
東山町 1 丁目 V ちびっこ広場	瀬戸市東山町 1 丁目 8 2 番地の 6
山手町ちびっこ広場	瀬戸市山手町 2 8 8 番地の 4 3
北山町ちびっこ広場	瀬戸市北山町 9 3 番地の 3
北山町 II ちびっこ広場	瀬戸市北山町 1 5 6 番地の 4 2
東山町 2 丁目 I ちびっこ広場	瀬戸市東山町 2 丁目 1 8 0 番地
苗場町ちびっこ広場	瀬戸市苗場町 1 4 2 番地の 3
苗場町 II ちびっこ広場	瀬戸市苗場町 5 1 番地の 2
苗場町 III ちびっこ広場	瀬戸市苗場町 1 4 4 番地の 7
東松山町 I ちびっこ広場	瀬戸市東松山町 3 5 1 番地の 1
小金町 I ちびっこ広場	瀬戸市小金町 1 1 4 番地の 2 0 外
小金町 II ちびっこ広場	瀬戸市小金町 1 2 2 番地の 7

進陶町ちびっこ広場	瀬戸市進陶町 1 0 5 番地の 2 外
西松山町 2 丁目 I ちびっこ広場	瀬戸市西松山町 2 丁目 2 3 0 番地
西松山町 2 丁目 II ちびっこ広場	瀬戸市西松山町 2 丁目 1 9 5 番地
西松山町 2 丁目 III ちびっこ広場	瀬戸市西松山町 2 丁目 2 0 1 番地の 1 4
西松山町 4 丁目ちびっこ広場	瀬戸市西松山町 4 丁目 1 6 7 番地外
上松山町 1 丁目ちびっこ広場	瀬戸市上松山町 1 丁目 2 2 7 番地
上松山町 2 丁目ちびっこ広場	瀬戸市上松山町 2 丁目 7 3 番地外
本郷町ちびっこ広場	瀬戸市本郷町 1 番地の 4
はなみずき広場	瀬戸市本郷町 1 0 2 6 番地
あんず広場	瀬戸市本郷町 1 0 2 8 番地
日の出町 I ちびっこ広場	瀬戸市日の出町 3 4 番地の 2 3 外
中水野町 1 丁目 I ちびっこ広場	瀬戸市中水野町 1 丁目 4 3 番地
中水野町 1 丁目 II ちびっこ広場	瀬戸市中水野町 1 丁目 8 5 番地の 1 3 外
中水野町 2 丁目 I ちびっこ広場	瀬戸市中水野町 2 丁目 5 0 3 番地の 1
中水野町 2 丁目 II ちびっこ広場	瀬戸市中水野町 2 丁目 1 4 番地の 1 4
中水野町 2 丁目 III ちびっこ広場	瀬戸市中水野町 2 丁目 2 3 番地の 5
内田町 1 丁目ちびっこ広場	瀬戸市内田町 1 丁目 2 3 5 番地の 1 4
コモンフィールドみずの坂 II ちびっこ広場	瀬戸市北みずの坂 1 丁目 1 番地の 2
ざくろ広場	瀬戸市北みずの坂 2 丁目 1 番地の 4 2
かき広場	瀬戸市北みずの坂 3 丁目 4 番地
くり広場	瀬戸市北みずの坂 3 丁目 9 番地
なし広場	瀬戸市みずの坂 1 丁目 4 番地
むくげ広場	瀬戸市みずの坂 1 丁目 9 番地

なつみかん広場	瀬戸市みずの坂 2 丁目 4 番地
さるすべり広場	瀬戸市みずの坂 2 丁目 4 2 番地
風の公園	瀬戸市みずの坂 3 丁目 4 番地
光の公園	瀬戸市みずの坂 3 丁目 9 番地
水の公園	瀬戸市みずの坂 3 丁目 4 2 番地
ねむのき広場	瀬戸市みずの坂 3 丁目 4 9 番地
くるみ広場	瀬戸市みずの坂 3 丁目 2 3 6 番地
もくれん広場	瀬戸市みずの坂 4 丁目 4 番地
すもも広場	瀬戸市みずの坂 4 丁目 9 番地
コモンフィールドみずの坂 I ち びっこ広場	瀬戸市みずの坂 5 丁目 1 番地の 2
もみじ広場	瀬戸市みずの坂 5 丁目 4 番地
原山台 1 丁目ちびっこ広場	瀬戸市原山台 1 丁目 5 5 番地
原山台 3 丁目ちびっこ広場	瀬戸市原山台 3 丁目 6 8 番地
原山台 4 丁目ちびっこ広場	瀬戸市原山台 4 丁目 7 6 番地
原山台 5 丁目ちびっこ広場	瀬戸市原山台 5 丁目 4 0 番地
原山台 6 丁目ちびっこ広場	瀬戸市原山台 6 丁目 2 5 番地
原山台 8 丁目 I ちびっこ広場	瀬戸市原山台 8 丁目 7 5 番地
原山台 8 丁目 II ちびっこ広場	瀬戸市原山台 8 丁目 9 3 番地
萩山台 1 丁目ちびっこ広場	瀬戸市萩山台 1 丁目 5 4 番地
萩山台 2 丁目 I ちびっこ広場	瀬戸市萩山台 2 丁目 9 9 番地
萩山台 2 丁目 II ちびっこ広場	瀬戸市萩山台 2 丁目 1 2 1 番地
萩山台 5 丁目ちびっこ広場	瀬戸市萩山台 5 丁目 1 1 1 番地
萩山台 6 丁目ちびっこ広場	瀬戸市萩山台 6 丁目 9 0 番地

萩山台 9 丁目ちびっこ広場	瀬戸市萩山台 9 丁目 1 8 5 番地
八幡台 1 丁目ちびっこ広場	瀬戸市八幡台 1 丁目 8 8 番地
八幡台 3 丁目Ⅰちびっこ広場	瀬戸市八幡台 3 丁目 5 8 番地
八幡台 3 丁目Ⅱちびっこ広場	瀬戸市八幡台 3 丁目 1 0 1 番地
八幡台 5 丁目Ⅰちびっこ広場	瀬戸市八幡台 5 丁目 4 3 番地
八幡台 5 丁目Ⅱちびっこ広場	瀬戸市八幡台 5 丁目 8 0 番地
八幡台 6 丁目ちびっこ広場	瀬戸市八幡台 6 丁目 1 7 9 番地
八幡台 7 丁目ちびっこ広場	瀬戸市八幡台 7 丁目 1 0 7 番地
八幡台 8 丁目Ⅰちびっこ広場	瀬戸市八幡台 8 丁目 1 0 5 番地
八幡台 8 丁目Ⅱちびっこ広場	瀬戸市八幡台 8 丁目 1 1 5 番地
米泉川ちびっこ広場	瀬戸市八幡台 8 丁目 2 1 8 番地の 1
八幡台 9 丁目ちびっこ広場	瀬戸市八幡台 9 丁目 1 1 1 番地外
鳥原町ちびっこ広場	瀬戸市鳥原町 3 8 7 番地の 3
上品野町ちびっこ広場	瀬戸市上品野町 1 3 8 7 番地の 3 0
品野町 1 丁目Ⅰちびっこ広場	瀬戸市品野町 1 丁目 2 3 5 番地の 1 9 外
品野町 1 丁目Ⅱちびっこ広場	瀬戸市品野町 1 丁目 2 3 5 番地の 7 9
品野町 1 丁目Ⅲちびっこ広場	瀬戸市品野町 1 丁目 2 0 7 番地の 2 3
堤洞防災広場	瀬戸市品野町 3 丁目 1 0 8 番地
品野町 3 丁目ちびっこ広場	瀬戸市品野町 3 丁目 1 5 5 番地の 3
品野町 5 丁目ちびっこ広場	瀬戸市品野町 5 丁目 3 1 0 番地外
品野町 6 丁目ちびっこ広場	瀬戸市品野町 6 丁目 2 5 4 番地の 9
エッグ広場	瀬戸市品野町 6 丁目 3 3 7 番地の 1 1
北丘町Ⅰちびっこ広場	瀬戸市北丘町 1 6 0 番地
窯町Ⅰちびっこ広場	瀬戸市窯町 3 2 2 番地の 8 2

窯町Ⅱちびっこ広場	瀬戸市窯町 3 2 2 番地の 3
窯町Ⅲちびっこ広場	瀬戸市窯町 5 4 8 番地の 7
窯町Ⅳちびっこ広場	瀬戸市窯町 5 7 7 番地の 2 7
窯町Ⅴちびっこ広場	瀬戸市窯町 4 3 6 番地の 2 3
窯町Ⅵちびっこ広場	瀬戸市窯町 4 8 1 番地の 3 9
窯町Ⅶちびっこ広場	瀬戸市窯町 4 4 0 番地の 5 3
二又池防災広場	瀬戸市窯町 3 3 9 番地
今林町Ⅰちびっこ広場	瀬戸市今林町 8 番地の 1
大坂町ちびっこ広場	瀬戸市大坂町 3 7 0 番地
宝ヶ丘町ちびっこ広場	瀬戸市宝ヶ丘町 1 3 3 番地の 9
上之山町 2 丁目ちびっこ広場	瀬戸市上之山町 2 丁目 1 7 2 番地の 8 外
上之山町 3 丁目ちびっこ広場	瀬戸市上之山町 3 丁目 1 7 5 番地
西原町 1 丁目ちびっこ広場	瀬戸市西原町 1 丁目 1 4 8 番地
坊金町ちびっこ広場	瀬戸市坊金町 1 6 9 番地の 3 9
坊金町Ⅱちびっこ広場	瀬戸市坊金町 1 6 9 番地の 7 1
山の田町Ⅰちびっこ広場	瀬戸市山の田町 6 0 番地の 1 7
福元町ちびっこ広場	瀬戸市福元町 1 1 6 番地
東米泉町ちびっこ広場	瀬戸市東米泉町 1 0 9 番地
赤重町ちびっこ広場	瀬戸市赤重町 1 6 番地の 6 外
新郷町ちびっこ広場	瀬戸市新郷町 1 5 3 番地の 1
幡野町Ⅰちびっこ広場	瀬戸市幡野町 4 5 番地の 4
幡野町Ⅱちびっこ広場	瀬戸市幡野町 3 2 9 番地の 1
幡野町Ⅲちびっこ広場	瀬戸市幡野町 5 3 0 番地

(理 由)

この案を提出するのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第1項の規定により、広場公園の設置等に関する事項を整備するに当たり、必要があるからである。

7年市長提出第22号議案

自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

本市が当事者である自動車損傷事故について、次によりその損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

令和7年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之

1 事故の概要

令和6年9月17日台六町地内において、相手方普通乗用自動車が市道を走行中、轍中央部の舗装に接触し、当該車両が損傷した物損事故

2 損傷の状況

フロントバンパー、エンジンアンダーカバー等の損傷

3 損害賠償の額

1,211,478円

4 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件に係る損害賠償として上記3の金額を、和解成立後30日以内に相手方の指定する方法で支払う。
- (2) 本市が上記(1)の義務を履行したときは、本件は、全て解決されたものとし、本市と相手方の間には、本件に関し、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(理由)

この案を提出するのは、本市が当事者である自動車損傷事故に係る損害賠償の額を決定し、及び和解するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。